

**企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」**

企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」(2025 年 10 月 16 日) を次のように改正する(改正部分に下線を付している。)

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準第 37 号</b></p> <p><b>期中財務諸表に関する会計基準</b></p> <p>2025 年 10 月 16 日  <u>改正 2026 年 1 月 9 日</u>            企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第 37 号</b></p> <p><b>期中財務諸表に関する会計基準</b></p> <p>2025 年 10 月 16 日            企業会計基準委員会</p>
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>範 囲</b></p> <p>3. 本会計基準は、期中財務諸表を作成する場合に適用する。            ただし、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表(以下合わせて「第二種中間財務諸表等」という。)については、「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」(以下合わせて「中間作成基準等」という。)並びに企業会計基準第 38 号『<u>『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正</u>』及び企業会計基準第 42 号『<u>『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その 2)</u>』を適用する。</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>範 囲</b></p> <p>3. 本会計基準は、期中財務諸表を作成する場合に適用する。            ただし、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表(以下合わせて「第二種中間財務諸表等」という。)については、「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」(以下合わせて「中間作成基準等」という。)並びに企業会計基準第 38 号『<u>『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正</u>』を適用する。</p>
<p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p>	<p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p>

改正後	改正前
<p><b>開示</b> <b>注記事項</b></p> <p>24. 期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。            (1)から(16) (省 略)            (17) 重要な開示後発事象            (省 略)</p>	<p><b>開示</b> <b>注記事項</b></p> <p>24. 期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。            (1)から(16) (省 略)            (17) <u>期中財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象</u>            (省 略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>34. <u>2025年に公表された本会計基準</u> (以下「<u>2025年会計基準</u>」という。) は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>34. 本会計基準は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する。</p>
<p>34-2. <u>2026年に改正された本会計基準</u> (以下「<u>2026年改正会計基準</u>」という。) の適用時期は、<u>企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」</u> (以下「<u>後発事象会計基準</u>」という。) と同様とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>35. <u>2025年会計基準の適用初年度</u>において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>35. <u>本会計基準の適用初年度</u>において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</p>
<p>35-2. <u>2026年改正会計基準の経過措置は、後発事象会計基準と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>その他</b></p>	<p><b>その他</b></p>

改正後	改正前
<p>36. <u>2025年会計基準の適用により、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の適用を終了する。</u> (省 略)</p>	<p>36. <u>本会計基準の適用により、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の適用を終了する。</u> (省 略)</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>37. <u>2025年会計基準は、第559回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> (省 略)</p>	<p><b>議 決</b></p> <p>37. <u>本会計基準は、第559回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> (省 略)</p>
<p><u>37-2. 2026年改正会計基準は、第566回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>川 西 安 喜 (委員長)</u></p> <p><u>紙 谷 孝 雄 (副委員長)</u></p> <p><u>古 内 和 明 (副委員長)</u></p> <p><u>矢 野 貴 詳</u></p> <p><u>安 宅 広 興</u></p> <p><u>穴 田 祐 史</u></p> <p><u>熊 谷 五 郎</u></p> <p><u>栗 原 雅 男</u></p> <p><u>小 出 一 篤</u></p> <p><u>丹 一 昌 敏</u></p> <p><u>松 下 晃 平</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>吉 田 剛 米 山 正 樹</p>	
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p>BC6. 寄せられた意見は、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会において、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合した会計基準等を開発することを決定した。当委員会は、2024年10月より審議を開始し、2025年4月に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）を公表し、広く意見を求めた。<u>2025年会計基準は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>検討の経緯</b></p> <p>BC6. 寄せられた意見は、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられたため、2024年10月に開催された第535回企業会計基準委員会において、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第33号等と企業会計基準第12号等を統合した会計基準等を開発することを決定した。当委員会は、2024年10月より審議を開始し、2025年4月に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）を公表し、広く意見を求めた。<u>本会計基準は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。</u></p>
<p><u>BC6-2. 2026年改正会計基準は、後発事象会計基準の公表により後発事象の定義及び評価期間を定めたこと等に伴い所要の改正を行ったものである。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>BC45. <u>2025 年</u>会計基準は、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。また、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合しているため、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）を除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり（本会計基準 BC17 項参照）、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）のうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされた（適用指針第 4 項及び第 7 項）ことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が <u>2025 年に公表された適用指針</u>（以下「<u>2025 年適用指針</u>」という。）の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として <u>2025 年適用指針</u>の適用前から企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。</p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>BC45. <u>本</u>会計基準は、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。また、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合しているため、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）を除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでおり（本会計基準 BC17 項参照）、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。</p> <p>ただし、個別に検討を行った取扱い（本会計基準 BC16 項参照）のうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされた（適用指針第 4 項及び第 7 項）ことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として適用指針の適用前から企業会計基準適用指針第 32 号及び企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。</p>
<p>BC46. 前項を踏まえ、<u>2025 年</u>会計基準は 2026 年 4 月 1 日以後開始す</p>	<p>BC46. 前項を踏まえ、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び</p>

改正後	改正前
<p>る連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした（第34項参照）。</p>	<p>事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした（第34項参照）。</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>BC47. <u>2025</u> 年会計基準の適用初年度においては、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合、遡及適用を求めず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（本会計基準第35項参照）。経過措置の対象になると考えられる具体的な会計方針の変更は、適用指針第73項に記載している。</p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>BC47. <u>本</u>会計基準の適用初年度においては、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合、遡及適用を求めず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（本会計基準第35項参照）。経過措置の対象になると考えられる具体的な会計方針の変更は、適用指針第73項に記載している。</p>
<p><b>2025 年会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</b></p> <p><u>2025</u> 年会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>（省 略）</p>	<p><b>本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</b></p> <p><u>本</u>会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。</p> <p>（省 略）</p>

以 上